

議案第26号

久喜市職員定数条例及び久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(久喜市職員定数条例の一部改正)

第1条 久喜市職員定数条例(平成22年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「耕作者その他関係人」を「農業者その他の関係者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。